分担金制度に関する意見交換会について

資料1-４

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 政策等の議題（テーマ）  の名称及び検討事項 | | | 市街化調整区域の下水道整備に伴う  受益者分担金制度についての意見交換会 | | | |
| 開催日時 | | | 令和元年５月10日（金）  午後6時20分から午後6時45分まで | | | |
| 開催場所 | | | 厚木市役所第二庁舎　16階　大会議室 | | | |
| 出席者数 | | | 1人 | | | |
| 担当課 | | 下水道総務課 | | | 結果公開日 |  |
| 会議の経過 | | | １　開会  ２　課長あいさつ  ３　制度についての概要説明  ４　意見交換  ５　閉会 | | | |
|  | 質問・意見の概要 | | | 市の考え方 | | |
| １ | 厚木市では下水道整備済みになっているのは何パーセントくらいか。 | | | 人口普及率は89.4パーセントです。  面積普及率では、ほぼ整備が完了した市街化区域面積が市域の1/3程度です。ただ、市街化調整区域の中には、人が住んでいないような場所やまばらにしか住んでいないようなところなど、整備が効率的でない区域も含まれますので、面積で捉えて何パーセントが整備済みかという質問への回答は一口には言い難いです。 | | |
| ２ | 市街化調整区域内に多くの人が住むところは、整備していかなければならないが、まばらにしか住んでいないようであれば、予算の関係等で整備が出来ないということですね。 | | | そうです。 | | |